

京都市交通局職員服務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年12月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局職員服務規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第26条中「主任助役，助役」の右に「，高速指導運転士」を加える。

第30条中「高速運転士」を「高速指導運転士，高速運転士」に改める。

附 則

この規程は，平成30年1月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)